

大分県農業経営負担軽減支援資金事業実施要綱

第1 目 的

この要綱は、意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るのに 必要な資金であって農業協同組合等系統金融機関をはじめとする民間金融機関が貸し付ける農業経営負担軽減支援資金の融通を円滑にするため、予算の範囲内において利子補給金を交付し効率的かつ安定的な経営体の育成に資することを目的とする。

第2 利子補給対象の内容

- 1 第1に規定する利子補給対象の農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）は、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知。以下「負担軽減ガイドライン」という。）第2に規定する農業経営負担軽減支援資金（ただし、負担軽減ガイドライン第2の2の（1）～（6）に掲げる資金を借り受けたために生じた負債である場合にあっては、その貸付利率が年5.0%以下のものを含む。）とする。
- 2 本資金により償還負担の軽減のために借換えを行うことができる資金は、第3の1の（1）の貸付対象者が借り入れた営農負債のうち償還が困難なものとする。
- 3 第1に規定する利子補給金の交付は、第3の3に規定する貸付利率内で本資金を融通した融資機関に対し行うものとする。
また、知事が特に認めた場合は、上乘せ利子補給金の交付を行うことができる。

第3 貸付条件及び利子補給

本資金の貸付条件は、負担軽減ガイドラインに定めるもののほか次のとおりとし、利子補給金の交付については、別に定める大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱による。

1 貸付対象者

- （1）本資金の貸付対象者は、負担軽減ガイドライン第2の1に定める要件を備え、かつ経営改善計画を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれる者とする。
- （2）次の条件を全て満たす者については上乘せ利子補給を行うことができる。
 - ①本資金を借り入れた次に掲げる農業者（以下「認定農業者」という。）
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）
 - ②振興局が実施する経営コンサルティングを受けた者
 - ③地域の担い手として今後も特に支援していくことが必要であると知事が認めた者

2 貸付限度額

貸付限度額は、第2の2に規定する営農負債の残高とする。

3 貸付利率及び利子補給率

貸付利率は、負担軽減ガイドライン第2の4の(4)に定める率とし、利子補給率は、負担軽減ガイドライン第3の2に基づき通知される基準金利と貸付利率との差とする。

4 上乗せ利子補給率及び上乗せ利子補給期間

知事は、次のとおり市町村及び融資機関が利子補給する場合に限り、上乗せ利子補給を行うものとする。

ただし、利子補給後金利が1.0%以下の場合、上乗せ利子補給は行わない。

利子補給後金利	上乗せ利子補給率		貸付金利
	県	市町村	
第3の3による 利子補給後の貸 付利率	利子補給後金利を 1.0%に引き下げ るのに必要な利下げ 幅の3分の1に相当 する率	利子補給後金利を 1.0%に引き下 げるのに必要な利 下げ幅の3分の1 に相当する率	1.0%

また、上乗せ利子補給期間は、貸付実行後5年間とする。

5 償還期間

償還期間は、次のとおりとし、据置期間は償還期間に含むものとする。

区 分	償 還 期 間	据 置 期 間
一 般	10年以内	3年以内
特 認	15年以内	3年以内

6 融資機関

本資金の融資機関は、貸付事業を行う農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

第4 調査及び報告

1 知事は、利子補給に係る事業に関し、必要があると認めるときは、借受者及び融資機関の関係書類等を調査し、または報告を求めることができる。

2 借受者は、記帳の励行及び経営の改善に努め、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、別に定めるところにより毎年経営状況を融資機関に報告するもの

とする。

3 借受者は、借受後も融資機関、市町村、県及び融資機関が設置する指導班等の関係機関の指導、助言に従うものとする

4 融資機関は、借受者ごとに個別指導を行う特別指導員を配置するとともに、市町村、振興局等関係機関の協力を得て指導班を編成して、適時・適切な指導を行い、本資金の借受者の経営改善計画が早期に達成されるよう努めるものとする。

第5 利子補給金の打切り等

1 知事は、本資金の用途等について次の一に該当すると認めるときは、融資機関に対して利子補給金の打切り、または既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ぜることができる。

(1) 利子補給に係る本資金の借受者が、この借入金を借入れ目的以外に使用したとき、または相当の理由がなく第4の2の報告をしないとき。

(2) 利子補給に係る本資金の借受者が、第3の1で定める貸付対象者でなくなったとき。

(3) 融資機関が、この要綱に違反したとき。

2 その他

この要綱の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成13年8月14日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成14年2月20日から適用する。

2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則 改正後の要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成14年4月2日から適用する。

2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則 改正後の要綱は、平成14年7月1日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成14年7月5日から適用する。

2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成14年11月1日から適用する。

2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成17年4月20日から適用する。
- 2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成19年7月25日から適用する。
- 2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成20年4月16日から適用する。
- 2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成24年3月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成28年2月19日から適用する。
- 2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成28年11月24日から適用する。
- 2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。